

宮城大学学生納付金規程

平成21年4月1日

規程第46号

(趣旨)

第1条 この規程は、宮城大学学則（平成21年宮城大学規則第2号。以下「学則」という。）第48条及び宮城大学大学院学則（平成28年宮城大学規則第6号。以下「大学院学則」という。）第43条の規定に基づき、本学の授業料、入学者選拔手数料、入学金、学位論文審査手数料及び証明手数料その他の費用（以下、「授業料等」という。）に関し必要な事項を定める。

(授業料等)

第2条 本学に入学を志願する者は入学者選拔手数料を、入学する者は入学金を、在学する者は授業料を納付しなければならない。

2 本学の授業料、入学者選拔手数料、入学金の額は、別表に定めるとおりとする。

(学位論文審査手数料)

第2条の2 本学の大学院に在学する者以外の者であって本学大学院が行う博士の学位論文の審査を受ける者は、学位論文審査手数料を納付しなければならない。

2 学位論文審査手数料の額は、1件につき57,000円とする。

(証明手数料)

第3条 本学（旧宮城県農業短期大学を含む。）の学生、研究生、科目等履修生、特別聴講生であった者のために行う修学、成績又は卒業等に関する証明書の交付に係る手数料の額は、1通につき300円とする。

(授業料等の納付時期)

第4条 授業料は、前期及び後期の2期に区分し、年額の2分の1に相当する額（月額又は1単位当りの額をもって定められている授業料にあつては、当該期に係る授業料の合計額）を次の各号に掲げる期日（当該期日が日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、又は土曜日であるときはその翌日）までに納付するものとする。ただし、月額又は1単位当りの額をもって定められている授業料にあつては、学長の定める日までに納付するものとする。

一 前期 5月31日

二 後期 11月30日

2 入学者選拔手数料は、入学願書を提出するときに納付するものとする。

3 入学金は、学長が定める日までに納付するものとする。

4 学位論文審査手数料は、博士の学位論文を提出するときに納付するものとする。

5 証明手数料は、証明書の交付を申請するときに、納付するものとする。

(授業料等の納付方法)

第2編教育 学生納付金規程

- 第5条 授業料は、学長の指定する銀行口座への振込み又は口座振替により納付するものとし、
入学金、入学者選 hands 手数料及び学位論文審査手数料は、学長の指定する銀行口座への振込みにより納付するものとする。ただし、学長が特別の事由があると認める場合はこの限りでない。
- 2 前項の振込みに要する手数料は、納付者の負担とし、口座振替に要する手数料は本学の負担とする。
- 3 証明手数料は、現金により納付するものとする。

(延滞金)

- 第6条 納付期日までに授業料を納付しないときは、学長は公立大学法人宮城大学債権管理規程（平成21年宮城大学規程第79号）第14条第1項に規定する遅延損害金を請求するものとする。

(授業料等の不返還)

- 第7条 納付された授業料は、返還しない。ただし、次条又は第9条第1項の規定により授業料又は入学金の全部又は一部を免除された場合、その他規程で定める場合は、この限りでない。

(大学等における修学の支援に関する法律による授業料及び入学金の減免)

- 第8条 本学が大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第7条第1項により、確認要件を満たすことを確認された場合、同法その他関係法令等及び別に定めるところにより、授業料及び入学金の減免を実施するものとする。

(授業料等の減免等)

- 第9条 前条に定めるもののほか、授業料等は、別に定めるところにより、全部又は一部を免除することができる。
- 2 特別の事情があると認められる者に係る授業料については、別に定めるところにより、納付を猶予し、又は分割して納付することができる。

(委任)

- 第10条 この規程に定めるもののほか、授業料等に関し必要な事項については、別に定める。

附 則 (H21.4.1 第1回理事会)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (H21.9.30 第11回理事会)

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則 (H22.2.24 第18回理事会)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (H22.12.22 第33回理事会)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (H23.7.27 第44回理事会)

この規程は、平成23年7月27日から施行する。

附 則（H23.11.30 第48回理事会）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（H29.3.22 第120回理事会）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（H29.7.26 第124回理事会）

この規程は、平成29年7月26日から施行し、同年2月13日以後に納付された納付金について適用する。

附 則（R1.6.26 第150回理事会）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和元年7月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この規程の適用前より本学に在籍する学生については、なお従前の例による。

附 則（R2.3.25 第159回理事会）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（R6.2.28 第208回理事会）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

第2編教育 学生納付金規程

(別表)

区 分	授 業 料	入学者選抜手数料	入 学 金
学 群 学 生 (研究生, 科目 等履修生及び 特別聴講生を 除く。)	年額 535,800 円	17,000 円	県内出身の場合 (本人又はその配偶 者若しくは一親等の直系尊属が本 人の入学許可の日前1年間引き続 き県内に住所を有する場合をい う。以下同じ。) 282,000 円 その他の場合 564,000 円
大 学 院 学 生 (研究生, 科目 等履修生及び 特別聴講生を 除く。)	年額 535,800 円	30,000 円	県内出身の場合 282,000 円 その他の場合 564,000 円
研究生	月額 29,700 円	9,800 円	県内出身の場合 84,600 円 その他の場合 169,200 円
科目等履修生	1 単位につき 14,800 円	9,800 円	県内出身の場合 28,200 円 その他の場合 56,400 円
特別聴講生	1 単位につき 14,800 円		